

# 青森県報

号外第九十五号

平成二十三年  
十二月二十一日  
(水曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県条例の一部を改正する条例…………… (税 務 課) ……

## 条 例

青森県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十一号

青森県条例の一部を改正する条例

青森県条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように正す。

附則第三条の四第二項及び第四条第二項中「附則第八条第一項」を「附則第七条の四第一項」に改める。

附則第四条の八の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における前一条の規定の

適用については、附則第四条の六第一項中「法附則第五条の四第一項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項」と、前条第一項中「法附則第五条の四の二第一項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第一項」とする。

附則第七条第二項中「附則第八条第一項」を「附則第七条の四第一項」に改める。

附則第七条の二第一項中「附則第八条第三項」を「附則第七条の四第三項」に改める。

附則第七条の二の見出し中「阪神・淡路大震災」を「東日本大震災」に改め、同条中「阪神・淡路大震災」を「東日本大震災」に、「平成七年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「附則第十七条の二の二第一項」を「附則第二十七条の三第二項」に、「平成八年一月一日」を「平成二十四年一月一日」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「附則第十三条の四第一項」を「附則第二十二條の二第二項」に、「附則第十七条の二の二第二項」を「附則第二十七条の三第三項」に改める。

附則第八条第四項各号中「附則第八条第一項」を「附則第七条の四第一項」に改め、同条を附則第七条の四とし、同条の次に次の一項を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第八条 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項に規定する滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の同法第十一条の四第六項に規定する譲渡をした場合には、附則第七条第一項中「又は第三十六条」とあるのは「又は第三十六条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、附則第七条の二第三項中「第三十七条の九の五まで」とあるのは「第三十七条の九の五まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第七条の三第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措

置法第三十一条の三第一項」と、前条第一項中「又は第三十六条」とあるのは「又は第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項」として、附則第七条、第七条の二、第七条の三又は前条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭